

# 令和3年度エコハウス補助金 ～よくあるご質問～

問い合わせ先：高槻市 環境政策課  
(072) 674-7486

## ●太陽光発電システムについて

質問1	太陽光発電システムを設置しました。この場合、エコハウス補助金の対象になりますか。	太陽光発電システムと蓄電池を同時設置（最も早い契約日から最も遅い契約日までの期間が3か月以内）した場合のみ、エコハウス補助金の対象になります。太陽光発電システムや蓄電池単体での導入等は補助の対象となりません。
-----	--	--

## ●窓の断熱改修について

質問1	既存の住宅のリビングの窓の一部を複層ガラスに交換しました。この場合、エコハウス補助金の対象になりますか。	窓の断熱改修については「1居室単位で、外気に接するすべての窓を複層ガラスへ交換及び内窓の新設をした場合に補助対象とする」としています。そのため、一部の窓の改修では補助対象にはなりません。ただし、一部の既存窓にすでに複層ガラスや内窓が設置されており、今回の改修により1居室におけるすべての窓に複層ガラスや内窓が設置された場合や、小窓など建物の構造等の理由により工事が不可となった場合等はケースごとの判断となりますので、一度上記問い合わせ先までご相談ください。
質問2	居室の定義を教えてください。	居室については「居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する室のこと」（建築基準法2条4号）としており、一般の住宅の場合は「リビング」や「寝室」などが該当します。「玄関」、「トイレ」、「浴室」、「脱衣室」、「洗面所」、「押入れ」、「納戸」、「廊下」などは居室としていません。一部屋をパーテーションやカーテン、ハンガーラックなどで仕切っている場合や、ダイニングキッチンと言われるような台所と食事をする場所が一体となった場合は1居室とみなします。 個々の住宅によって様々な間取りがありますので、明確でない場合は上記問い合わせ先までご相談ください。

●必要書類について

<p>質問 1</p>	<p>機器の設置図とはどのようなものを指しますか。</p>	<p>機器の設置図とは、申請機器の設置位置を示した建物全体の平面図をいいます。 太陽光発電システムの場合はパネルのレイアウトや枚数、屋根の全体像が確認できるものをご提出ください。 機器の設置図が申請機器の工事依頼先である業者側から発行されない場合は、申請者が手書きで設置位置を示したものをご用意ください。 ご提出いただいた機器の設置図と、申請書類のひとつである設置工事完了後のカラー写真をもって、申請機器が設置されたことを確認します。</p>
<p>質問 2</p>	<p>住民票の写しはマイナンバー（個人番号）が記載されたものとされていないもの、どちらが必要ですか。</p>	<p>住民票の提出はマイナンバー（個人番号）の記載のないものをお願いいたします。 市区町村から「住民票の写し」を取得する際には、マイナンバー（個人番号）の記載の有無を選択できますが、エコハウス補助金の申請にはマイナンバー（個人番号）は不要です。なお、マイナンバー（個人番号）が記載された住民票を取得している場合は、マイナンバー（個人番号）部分を油性マジックで塗りつぶすなど閲覧不能にした上でご提出ください。</p>

●申請書類について

<p>質問 1</p>	<p>申請書類は郵送でも受け付け可能でしょうか。</p>	<p>申請書類は窓口にて直接持参のうえご提出をお願いしています。ご本人様以外の代理の方でも可能です。 ただし、新型コロナウイルス感染症対策として緊急事態宣言が発出されている期間中は郵送でも受け付けを行います。事前に上記問い合わせ先までご連絡ください。なお、記載内容に不備等がある場合は、来庁により修正を求める場合があります。また、郵送料は申請者等の負担とし、郵送事故に関して本市は責任を負いかねます。 (郵送先) 〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 高槻市 環境政策課 温暖化防止チーム 宛</p>
-------------	------------------------------	--